

第2回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 議事録（要旨）

日時 令和元年10月3日（木）午後2時～

場所 江南市役所3階 第2委員会室

● 出席者等

出席者：16名 欠席者：2名

No	委員	役職等
1	野呂 浩伸 委員	中般若区 区長
2	馬場 盛吉 委員	中般若区 副区長
4	須賀 藤隆 委員	草井区 副区長
5	石原 博 委員	般若区 区長
6	中野 太四 委員	般若区 副区長
7	市川 和正 委員	小淵区 区長
8	北折 博 委員	小淵区 副区長
9	小室 欽也 委員	南山名区 区長
10	黒木 英夫 委員	南山名区 副区長
11	米田 和司 委員	山那区 区長
12	大滝 雅男 委員	山那区 副区長
13	林 進 委員	岐阜大学名誉教授
14	永井 恵三 委員	犬山市経済環境部長
15	武田 篤司 委員	江南市経済環境部長
17	澤木 俊彦 委員	扶桑町産業建設部長
18	阿部 一郎 委員	江南市環境課長

傍聴者：4名

1 挨拶

2 委員長及び副委員長の選任

委員長について、用語にしても、化学関係のものが多くことから、委員長は、岐阜大学の名誉教授である林委員が適任であるとの意見あり。

(一同異議なし)

副委員長について、林委員長より施設の地元でもある中般若区の区長を提案。

(一同異議なし)

3 議事

自主規制値(案)について(事務局より資料1～資料5を用いて説明)

① 自主規制値の位置づけ

本委員会で審議し決定する自主規制値は、廃棄物処理法に基づく設置届に記載することから、法律等に基づいて実施された測定結果が自主規制値を超過した場合、停止等の必要な措置を行うこととなる。

② 自主規制値(案)について

自主規制値(案)はプラントメーカーへの見積設計図書依頼時に供する基準値であり、最終決定ではない。

(資料1) P4に各種自主規制値(案)を一覧で示す。

第1回委員会でご指摘のあった硫黄酸化物(SO_x)のK値規制について、設定条件下での参考情報としてppm換算した数値を記載している。

また、悪臭の煙突等気体排出口についても同様に設定条件下で算出した値を記載している。

P5～6にプラントメーカーから提出された資料を基に設定した条件で硫黄酸化物(SO_x)のK値規制についてppm換算した。建設予定地のK値は9.0であり、設定条件下での試算では約1,480ppmとなり、自主規制値(案)として提示している50ppmは十分に低い値となっている。

P7には、前回委員会でご要望のあった規制値を濃度から排出量に換算したものを示している。なお、この試算もメーカー提供資料を基にした設定条件である。

また、前回委員会では、濃度による規制では、排ガスを薄めてしまう不正が行われてしまうのではないかと懸念があったが、大気汚染防止法において定められた条件で測定することになっているため、そのような不正は行えない。

その考え方を資料5のP2に示している。

(資料1) P8～9も煙突等気体排出口の臭気指数について示す。

排出口には2号基準が適用される。また、排出口の高さが1.5m未満と1.5m以上で算出方法が異なる。

1.5m未満は「排出口高さ」、「周辺最大建物高さ」、「排出口口径」から希釈度を求め、

次の式（2号基準＝1号基準（18）＋希釈度）から算出する。

希釈度は排出口高さと同口径によって10～25となることから、臭気は28～43となる。

次に15m以上については煙突が該当する。煙突からの臭気についてはインターネット上でも公表されている環境省作成の「においシミュレーター」で試算した結果を示す。

想定煙突高さの他にメーカー提供資料から設定した口径や排ガス量を入力し、算定した結果、臭気指数は56となる。

P10に工事期間中の騒音、振動、排水について示す。

基本的には工事期間中の騒音、振動、排水の基準については運転時のものと同じものを採用することを考えている。

同時に、工事期間中は次の対応を検討している。

- ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。
- ・工事中の資材等運搬車両については、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努める。
- ・適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
- ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。

なお、くい打作業など特定建設作業については、法規制・愛知県の条例に基づいた基準を採用する。

（委員）

騒音について、航空自衛隊のジェット機は現在どの程度か。

（事務局）

ジェット機に関する情報を持ち合わせていないので、あらためて回答する。

（委員）

騒音・振動の測定地点は、発生源から何メートルになるのか。

（事務局）

騒音・振動は発生源からの距離ではなく、敷地境界での基準である。

（委員）

騒音・振動の自主規制値（案）については市街化調整区域の基準の適用を示されているが、市街化区域の規制値に対して、市街化調整区域の方が基準は緩い。

建設予定地は市街化調整区域だが、住宅から直線で100mくらいしかないため、市街化区域並みの値にすることはできないか。

（委員長）

都市計画区域での設定になっているが、実際の住居との距離を考慮してほしいとのことかと思う。

発生源からの減衰により、どのくらいの値になるのかのデータが提示されるとわかりや

すいのではないか。

(委員)

小牧や犬山の施設は周辺が山で、周辺に民家がないので市街化調整区域の基準をそのまま採用しても問題ないかもしれないが、中般若区は同じ市街化調整区域でも近隣に住宅があるので考慮すべきと感じる。

敷地が市街化調整区域でも、近くに家があるので、法令で市街化調整区域の基準に合わせるだけでよいのか。もうひとつレベルを上げた方が、地域の方も納得してもらえるのではないか。

(事務局)

資料2の騒音の目安は発生源での値である。施設の構造等はこれからの話になるが、例えばALC壁を作ると発生源から30dB程度減衰し、距離減衰によって敷地境界では更に低減するのが実際の状況である。

基準値を厳しくするかは検討の余地があるが、他都市では市街化区域で住宅地の横に設置している施設もあり、特に問題を生じていない施設も存在する。

一方で、騒音・振動は施設以外の外部要因もあり、環境影響評価でバックグラウンド値を測定予定である。施設の影響だけで基準を満足させることは、計算上はできるが、基準値を厳しくした場合、外部要因をどうするかという問題もある。

※ 「ALC壁」とは

軽量気泡コンクリートのこと。「Autoclaved Lightweight aerated Concrete」の頭文字を取ってALCと言われている。

(委員)

暗騒音の結果は出ているのか。

※ 「暗騒音」とは

特定の発生源からの騒音を対象として騒音の測定を行うとき、測定地点で測定される対象とする発生源からの騒音以外のすべての騒音のこと。(対象とする発生源からの騒音がない場合の測定地点における騒音レベルのこと。)

(事務局)

まだ結果は出していない。現状のレベルが市街化区域の基準を超えていることもある。測定結果を踏まえて、それ以上になることはないような基準・対策をとることになる。

(委員長)

他都市では、産廃中間処理施設から100m離れると全然聞こえないが、隣接した老人ホームで聞こえる音で規制することになっている。都市計画区分での規制ではなく、地域にあった基準を設けてほしいとの意見であると思う。

大型車の通行やジェット機の音は大きいので、それと比較しても仕方ない。そうした音のアセスの結果を踏まえて影響を試算するのは難しいのではないか。

例えば、先ほど例に出した産廃処理施設では、搬入車両の速度を30km/h以下にするなどの協定を結び、騒音・振動の影響がないとしており、そのように具体的に提示すると理

解が得られるのではないか。

都市計画の用途区分を変えても意味がない。

技術的な問題も含めて検討されたい。

(事務局)

自主規制値の案は最終決定ではない。ある基準の案を決めて、プラントメーカーに設計図書を作成を求める。

環境影響評価の予測の基準となる条件を設定しないとイケない。大型機械の騒音が発生源で何 dB か、また、どの位置に配置されるかを提示する。

これに、環境影響評価での現地実測の結果と合わせて、敷地境界で騒音がどのくらいかを予測する。

その後、検討結果を踏まえて、最終的な自主規制値をより厳しい設計とするのかを検討するとの理解でよいか。この理解でよろしければ、現在の基準値（案）でプラントメーカーへの見積依頼を進めたいと考えている。

(委員)

新たに発生するものが、バックグラウンドと同じ騒音だったら参ってしまう。

近くに住民が住んでいるので、基準を市街化区域に合わせるということもあるのではないか。

(事務局)

市街化区域の規制値を示して、それに関わる対策と費用等を回答してもらうようにする。

(委員)

新しくつくるのであれば、ばいじん等の基準値については名古屋市などのように、より厳しい基準に合わせてもよいのではないか。

(委員)

P 4 の基準値（案）を法基準と比べると、水銀（Hg）は法基準と同じで他の項目は厳しく設定している。本日でなくてもよいので、どういうプロセス・哲学で設定したのか事業者である事務局組合に聞きたい。関連して、規制する物質にどういう害があるのかの説明もお願いしたい。

また、P 2 の自主規制値を超えたときの「停止等」の「等」にはどういうものがあるのか。

(事務局)

自主基準値については、最近の動向を調べて無理のないところで、コストなども考え、現在のプラントメーカーの技術で対応できるものは法基準値より厳しく設定した。

水銀（Hg）は最近法改正されたもので追いついていない部分もある。

「等」については県から改善命令の措置などがあるが、実際の運用の中で、命令を待たずに施設を停止することもある。

(委員長)

塩化水素（HC1）はどういう影響があるのかなど、用語説明を加えてほしい。
窒素酸化物（NO_x）については、身近なところで車に対する規制もある。

(事務局)

用語説明などは、次の委員会を待たずに報告する。

自動車の規制については資料5のP4に示している。自動車は移動発生源と称され、走行状態等によって排出量も異なるため、車両種別に応じて、仕事量当たりの排出量という単位で、試験モードや規制値が定められている。

一方、ごみ処理施設は固定発生源と称され、排出口からの濃度で規制値が定められているため、単純な比較はできない。

自動車からの排出濃度を試算することは可能だが、その値をごみ処理施設の基準と比較することはできないということをご理解いただきたい。

(委員長)

自主規制値は設置届に記載するもので、その案をもってプラントメーカーへの見積りを依頼する。また、環境影響評価も実施される。

環境影響評価は手順に沿って意見が出され、進められていくため、その段階でチェックできることもある。

例えば、環境影響評価では、煙突の高さなど、ここに示されている情報だけではなく、風の方向や気温などによって排ガスの拡散も変わる。

運用の段階でどうチェックしていくかということもある。

自主規制値がどう関わっているのかを示してあげると、何を審議しているのかわかるのではないか。

自主規制値（案）は、P3にあるようにプラントメーカーに依頼するための値であるということで進めていけばよいと思う。

(委員)

悪臭について、臭気指数が設定されているが、その他特定悪臭物質の基準を持っている施設もかなりあるが、この項目を設けることは考えているのか、あるいは設けることで莫大なコストがかかるので設けないのか、どのようにお考えか。

次に、自主規制値について機器の技術開発が進むと、ここで設けた自主規制値も古くなる。後から修正することはあるのか。

(事務局)

悪臭の特定物質について、今回は規制がかかる臭気指数のみ基準を設けている。今後、規制しろということになれば、その基準値も含めて検討しなければならない。

技術の発展に伴う自主規制値の変更について、ご指摘のとおり技術は常に進歩している。一方で、今回設定する自主規制値も法規制値に対しても厳しい値を設定している。

技術が新しくなったから自主規制値を変える事例は聞いたことはない。ダイオキシン類は法律の改正で対応したことはある。

施設ができると運営が長いので、運営の中で地元の皆様と組合との協議で検討すること

もあるかもしれない。

(委員)

水銀について、30 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) という規制値が設定されているが、これはどういうものか。

(事務局)

水銀が規制対象となったのが平成30年4月である。規制の背景は、水銀に関する国際条約を日本が2016年に批准(条約に拘束されることに同意)した。その国際条約に沿って、地域への排出をできるだけ抑えることを目的として規制値が設けられた。実際には、水銀を使用した昔の血圧計などが入ってしまうと超える値であるのが実状である。

(委員長)

分別が完全に行われないうちに起こる事象。

本来、水銀の入ったものは処理対象ではないが、既に流通していた水銀を使用したものが誤って排出されてしまう。それらを踏まえて規制値が設定されたということか。

(事務局)

どのような考えで規制値が設定されたかは、あらためて回答する。

(委員長)

あくまで法規制値であり、基本的にはその値よりも低いものを目指した運用がなされるということではある。

その他の騒音・振動なども法規制値と同じまで出すのではなく、それ以下に抑えるということが実際の運営の中で行われる。

そのような表現・説明をされると理解しやすい。

(事務局)

今回、審議している自主規制値(案)はプラントメーカーへの見積り依頼で提示する値で、その後の審議で最終決定する自主規制値は、法律に基づいて提出する設置届に記載する。その値に対して、運営の中で運転管理値というものを設けていく事例もある。今後プラントメーカーからの提案などを踏まえて事務局でも検討していき、皆様にも説明していきたいと考えている。

(委員長)

今回示す基準値に対して、メーカーからどこまでなら対応可能で、または、どれだけのコストをかければ対応可能になる。といったことが分かってくる。全体的なコストも踏まえて検討していただくと、地元の皆様にも、規制値がどういったものか理解いただけるのではないかと。

騒音については、身近な音との比較をもって、説明方法を工夫されたい。

環境影響評価書が出てきてからの流れはどうなっているのか。その段階で解決できることもあるのでは。

(事務局)

今回決定していただく自主規制値(案)をもって、環境影響評価の予測値とすることになる。

(委員長)

この後にまだ意見を出せる機会があることを理解してもらえるとよい。

(委員)

煙突はどこまで高くできるのか。

(事務局)

資料5のP4に示しているが、現時点では51mを想定している。参考までに、既存の犬山市都市美化センターは50m、江南丹羽環境管理組合環境美化センターは59mとなっている。

(委員長)

本日の意見を踏まえて事務局で検討・対応を進めていただきたい。

(事務局)

今後、本日の自主規制値(案)で、プラントメーカーに見積依頼を実施したいと考えている。基準値を厳しくした場合に必要な対策やコストなども合わせて確認する。その結果は次回の委員会で報告する。

その結果を踏まえて、来年に最終的な自主規制値をご審議いただきたい。

次回の委員会は12月23日月曜日14時からを予定している。あらためて開催の案内を送らせていただく。

(委員)

委員会資料が前日に届いて目を通す時間がなかった。もう少し早く届くようにしてほしい。

以上